

## 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価

## －効果の発現状況－

## 【Ⅰ 効果の発現状況】

## (体制整備)

1-① 配偶者暴力相談支援センターの設置数	1
1-② 一時保護委託契約施設数	2
1-③ 公営住宅への優先入居制度等の実施状況	3

## (通報)

2-①-i 配偶者暴力相談支援センターへの通報件数	4
2-①-ii 警察への通報件数	5

## (相談)

2-②-i 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	6
2-②-ii 警察における配偶者からの暴力事案の認知件数	7

## (保護)

2-③-i 婦人相談所による一時保護件数	8
2-③-ii 母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所件数	9

## (自立支援)

2-④ 公営住宅への優先入居申込件数	10
2-⑤ 住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況	11

## (保護命令)

2-⑥ 保護命令発令件数	12
--------------	----

## 【Ⅱ 施策別の課題等】

## (相談)

1 配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談受付時間	13
-----------------------------	----

## (自立支援)

2 公営住宅への優先入居制度による入居状況	14
3 配偶者からの暴力を理由とする区域外就学件数	15

(体制整備)

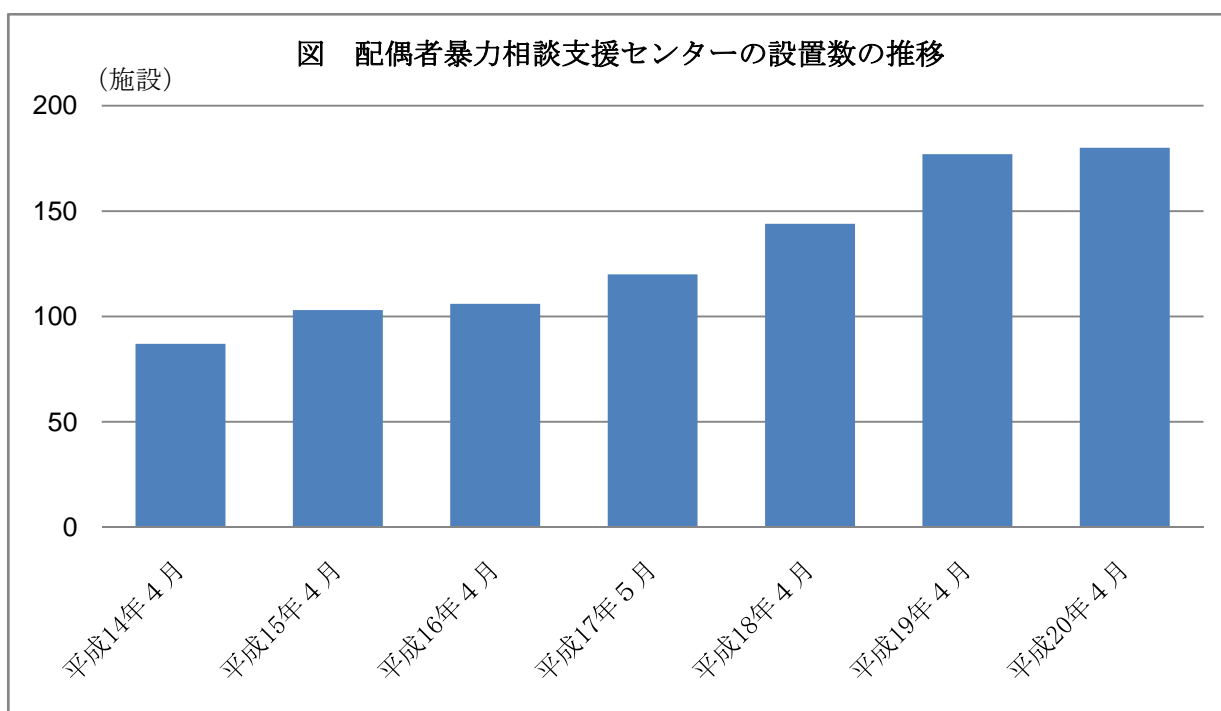
1-① 配偶者暴力相談支援センターの設置数

表 配偶者暴力相談支援センターの設置数の推移

(単位：施設)

平成 14年4月	15年4月	16年4月	17年5月	18年4月	19年4月	20年4月
87	103	106	120	144	177	180

(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。



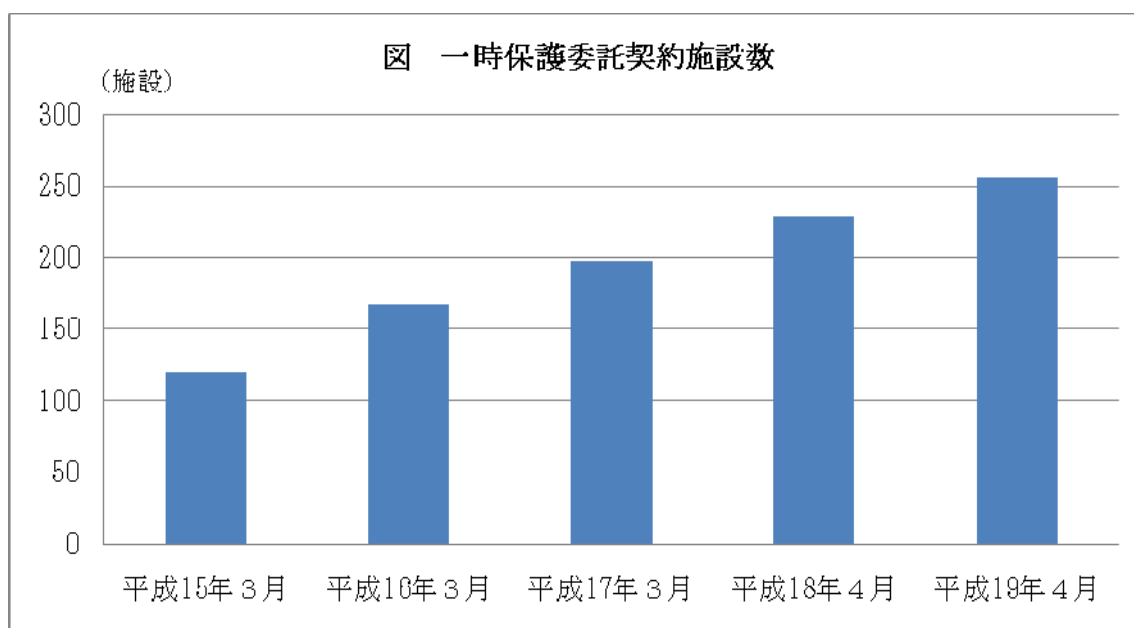
## 1-② 一時保護委託契約施設数

表 一時保護委託契約施設数

(単位：施設)

平成 15年3月	16年3月	17年3月	18年4月	19年4月
120	168	198	229	256

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。



1-③ 公営住宅への優先入居制度等の実施状況

表 公営住宅への優先入居制度等を実施する都道府県・市の推移

(単位：都道府県、市)

区 分		優先入居	単身入居	目的外入居
平成 16 年度	都道府県	1 6	1 2	6
	市	6	1 6	2
	計	2 2	2 8	8
19 年度	都道府県	2 5	2 6	1 0
	市	1 5	2 4	8
	計	4 0	5 0	1 8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した 27 都道府県及び 27 市について作成した。

(通報)

2-①-i 配偶者暴力相談支援センターへの通報件数

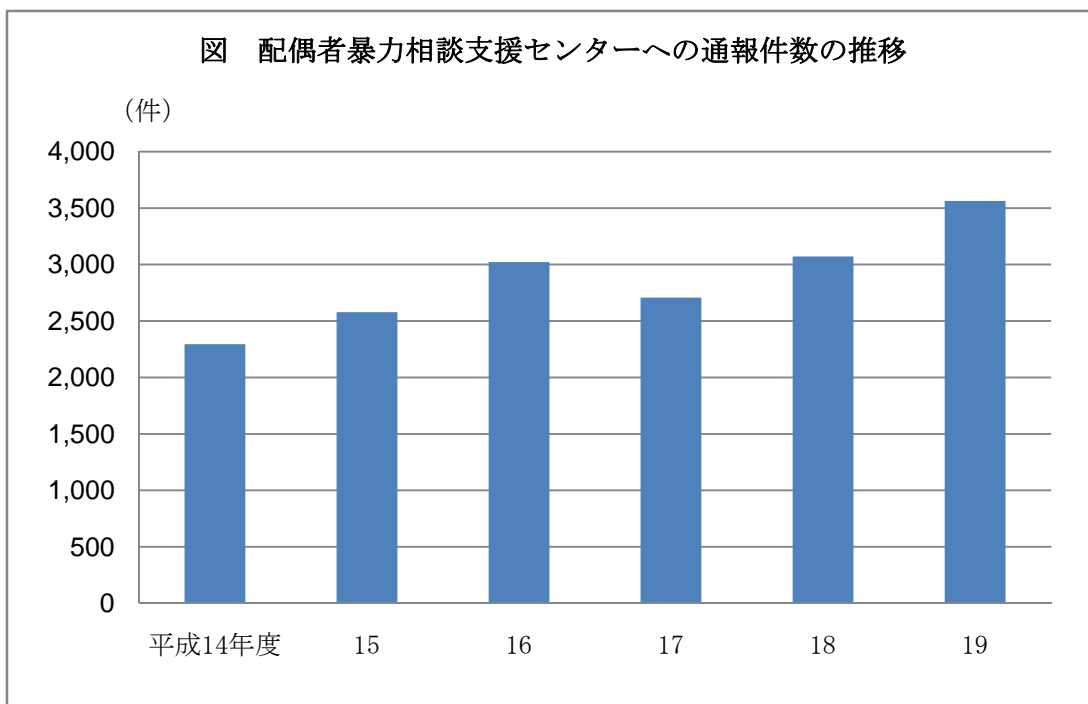
配偶者暴力相談支援センターへの通報件数は、平成14年度の2,295件から19年度は3,564件と約1.6倍に増加している。また、6年間の推移としては、平成17年度に減少したものの、増加傾向にある。

表 配偶者暴力相談支援センターへの通報件数の推移

(単位：件)

平成14年度	15	16	17	18	19
2,295	2,579	3,022	2,708	3,071	3,564

(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。



## 2-①-ii 警察への通報件数

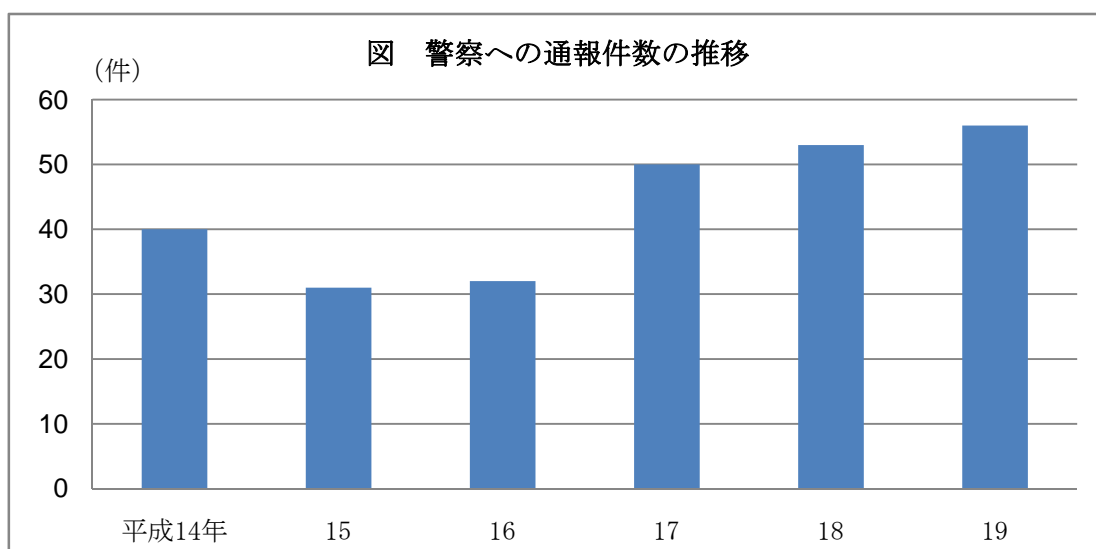
警察が配偶者暴力防止法第6条第2項による医療関係者からの通報を受けた件数は、平成14年の40件から19年は56件と約1.4倍に増加している。

表 警察への通報件数（医療関係者からの通報）の推移

（単位：件）

平成14年	15	16	17	18	19
40	31	32	50	53	56

（注） 警察庁の資料に基づき、当省が作成した。



(相談)

2-②-i 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

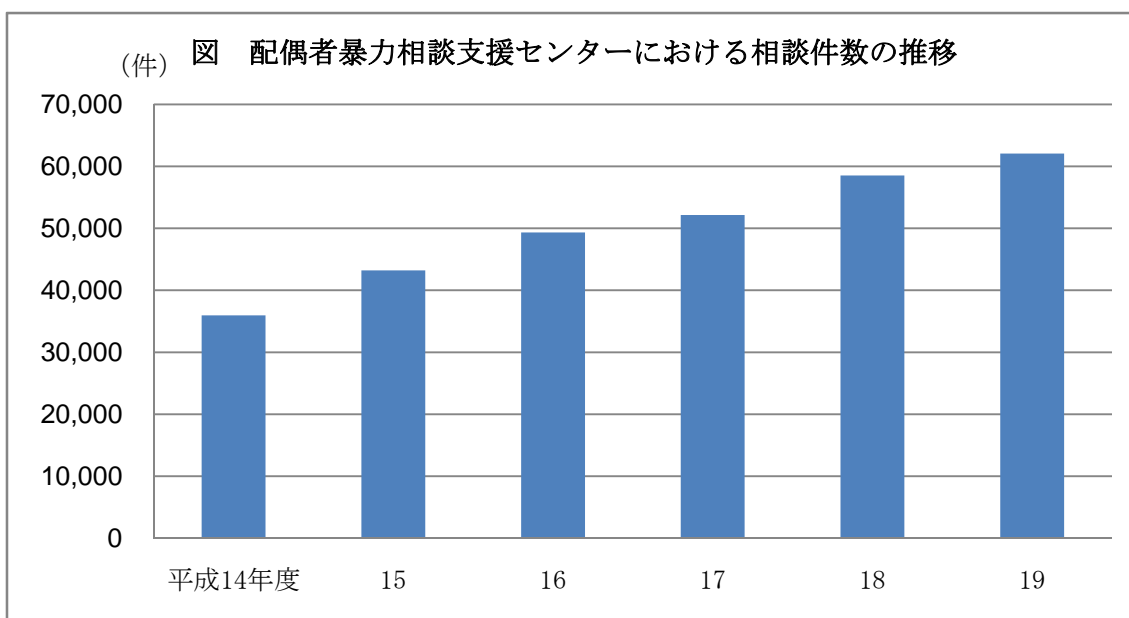
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成14年度の35,943件から毎年増加しており、19年度は62,078件と約1.7倍に増加している。

表 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

(単位：件)

平成14年度	15	16	17	18	19
35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078

(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。



## 2-②-ii 警察における配偶者からの暴力事案の認知件数

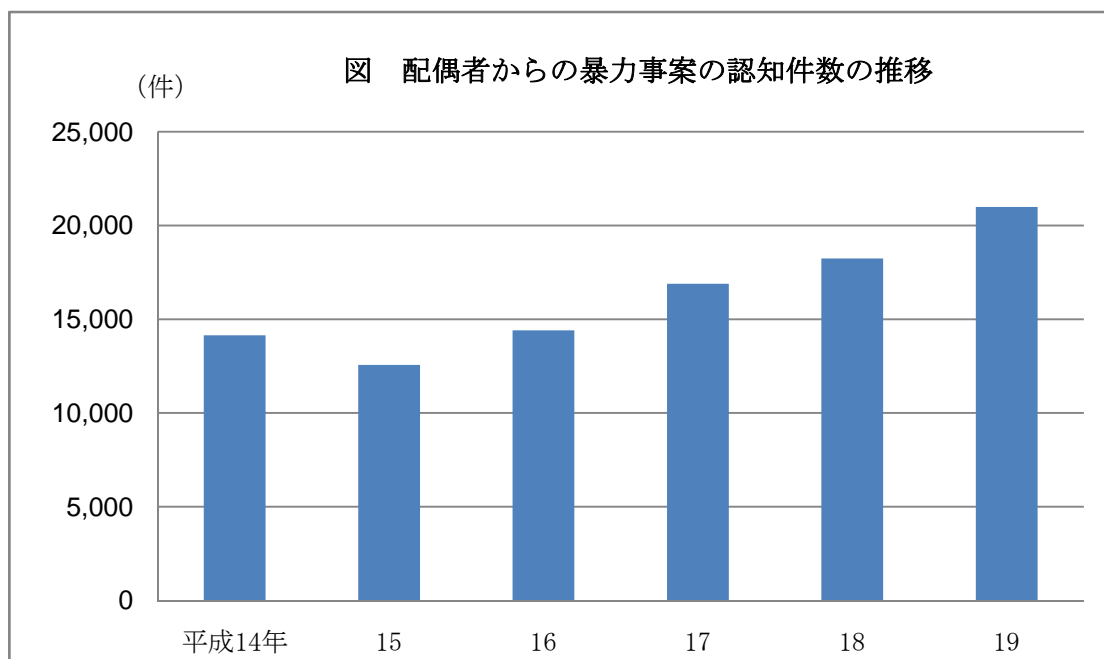
都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数（以下「認知件数」という。）は、全体的に増加傾向にあり、平成14年の14,140件から19年は20,992件と約1.5倍に増加している。

表 警察による配偶者からの暴力事案の認知件数の推移

(単位：件)

平成14年	15	16	17	18	19
14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992

(注) 警察庁の資料に基づき、当省が作成した。





(保護)

2-③-i 婦人相談所による一時保護件数

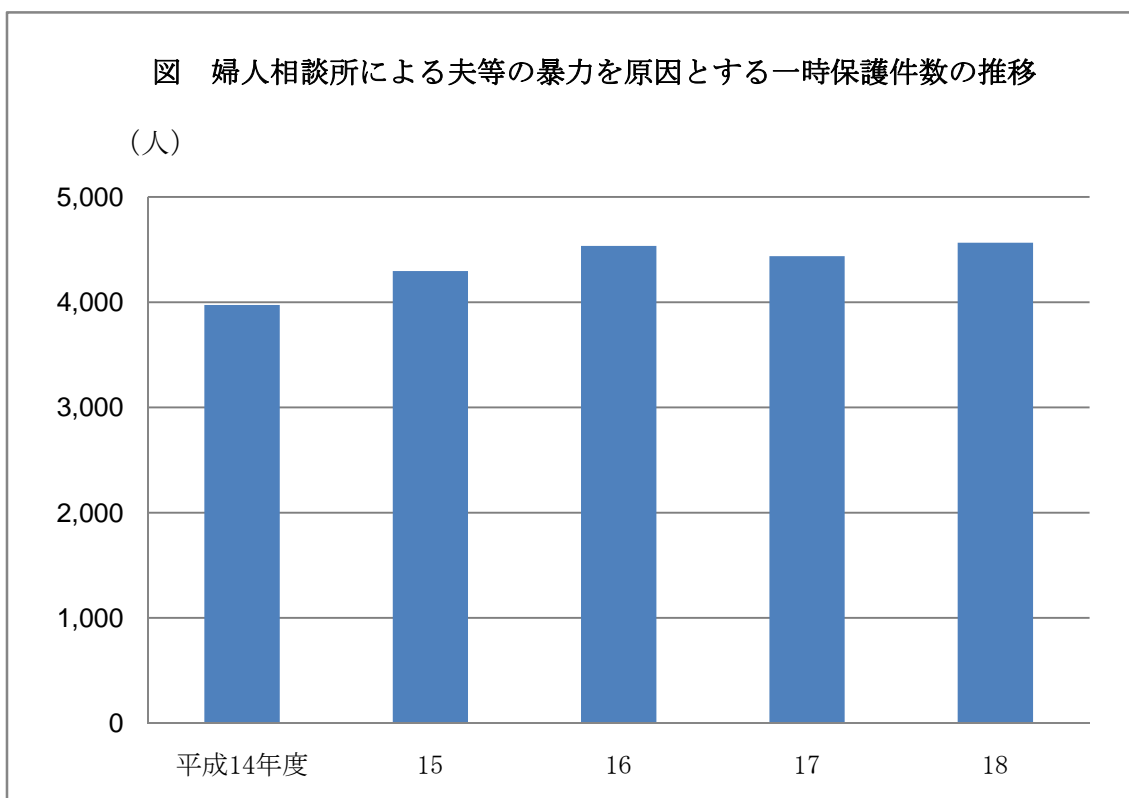
夫等の暴力を理由に婦人相談所に一時保護された人数は、平成 14 年度の 3,974 人から 18 年度は 4,565 人と約 1.1 倍に増加している。ただし、平成 16 年度以降は 4,500 件前後で推移している。

表 婦人相談所による夫等の暴力を原因とする一時保護件数の推移

(単位：人)

平成 14 年度	15	16	17	18
3,974	4,296	4,535	4,438	4,565

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。



## 2-③-ii 母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所件数

夫等からの暴力を理由に母子生活支援施設又は婦人保護施設に入所した人数（合計）は、平成14年度の1,683人から19年度は1,785人と約1.1倍に増加している。ただし、母子生活支援施設は1.4倍に増加（平成14年度：1,000世帯→18年度：1,350世帯）しているが、婦人保護施設は0.6倍（14年度：683人→18年度：435人）に減少。

表 母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所件数の推移

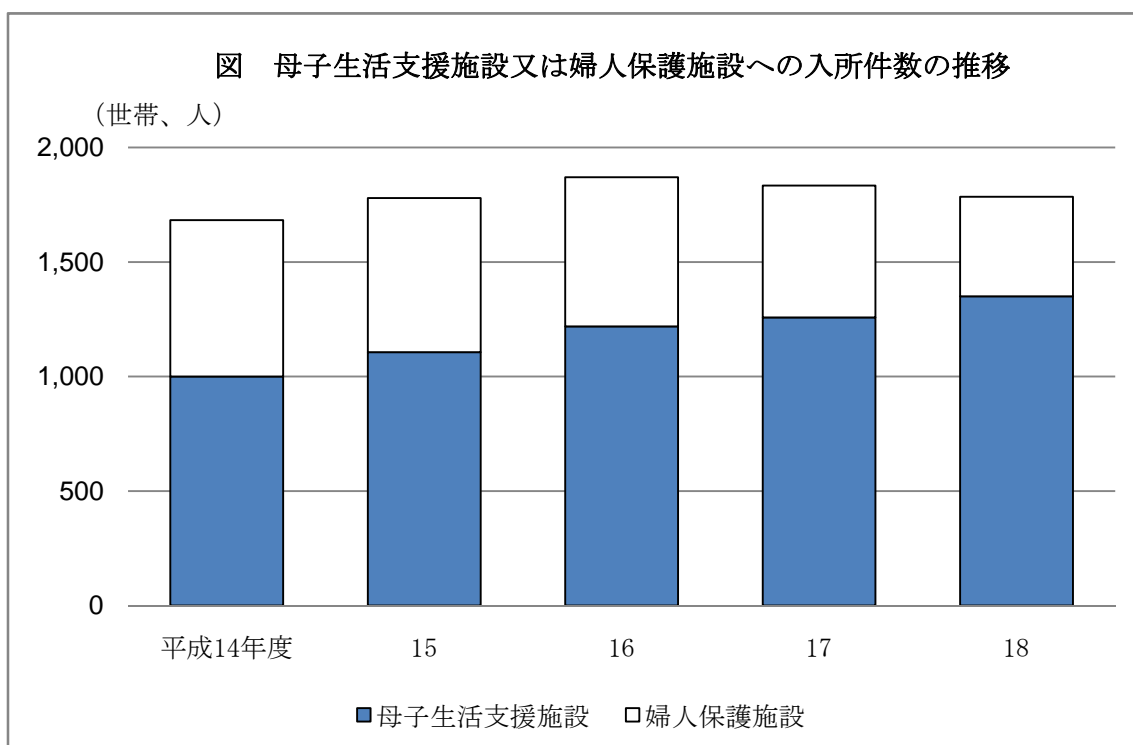
（単位：世帯、人）

区分	平成14年度	15	16	17	18
母子生活支援施設	1,000	1,106	1,219	1,258	1,350
婦人保護施設	683	673	651	576	435
合計	1,683	1,779	1,870	1,834	1,785

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 母子生活支援施設の入所件数は、当該年度に新規に入所した世帯数であり、その単位は「世帯」である。

3 婦人保護施設の入所件数は、在所者数（当該年度中1日でも在所した者の数）であり、その単位は「人」である。



(自立支援)

2-④ 公営住宅への優先入居申込件数

表 都道府県営住宅への優先入居申込件数の推移 (単位：件)

平成 16 年度	17	18
1 5 3	2 3 9	3 7 2

(注) 1 当省の調査結果による。

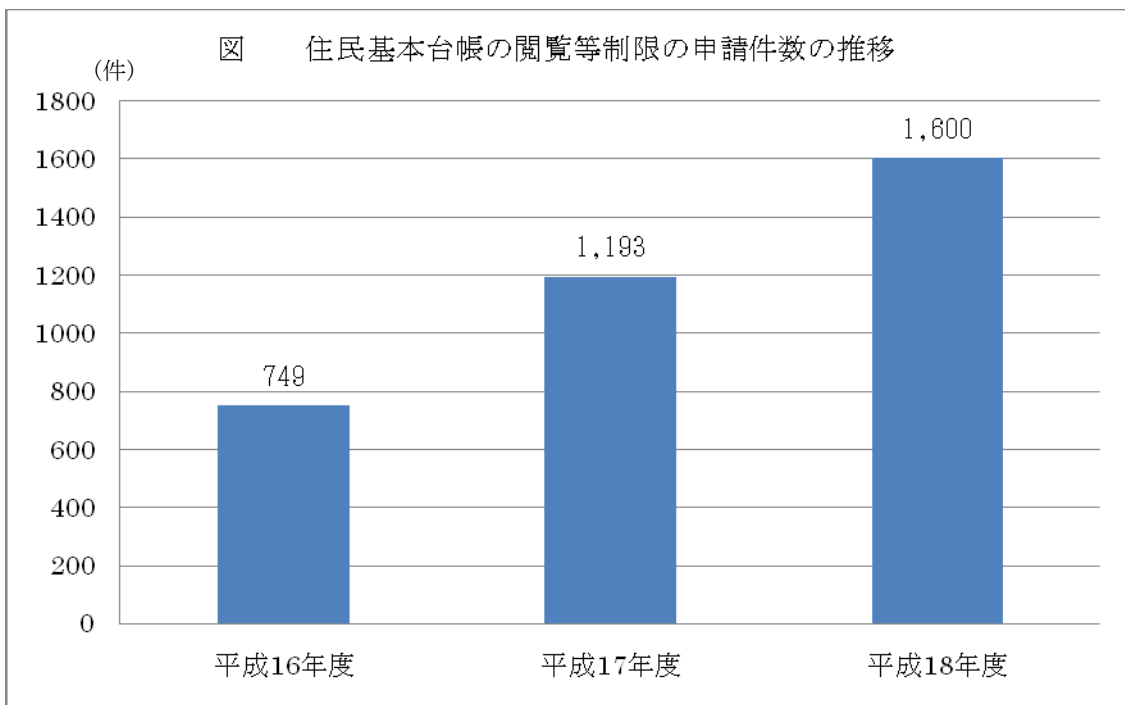
2 当省が調査した 27 都道府県のうち、当該年度に優先入居制度を実施しており、かつ、当該年度の優先入居申込件数を把握している都道府県（平成 16 年度 14 都道府県、17 年度 19 都道府県、18 年度 22 都道府県）について作成した。

2-⑤ 被害者の住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況

表 住民基本台帳の閲覧等の制限の申請件数の推移 (単位：件)

平成16年度	17	18
749	1,193	1,600

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 当省が調査した27市について作成した。ただし、件数が不明の年度がある3市は除く。



(保護命令)

2-⑥ 保護命令発令件数

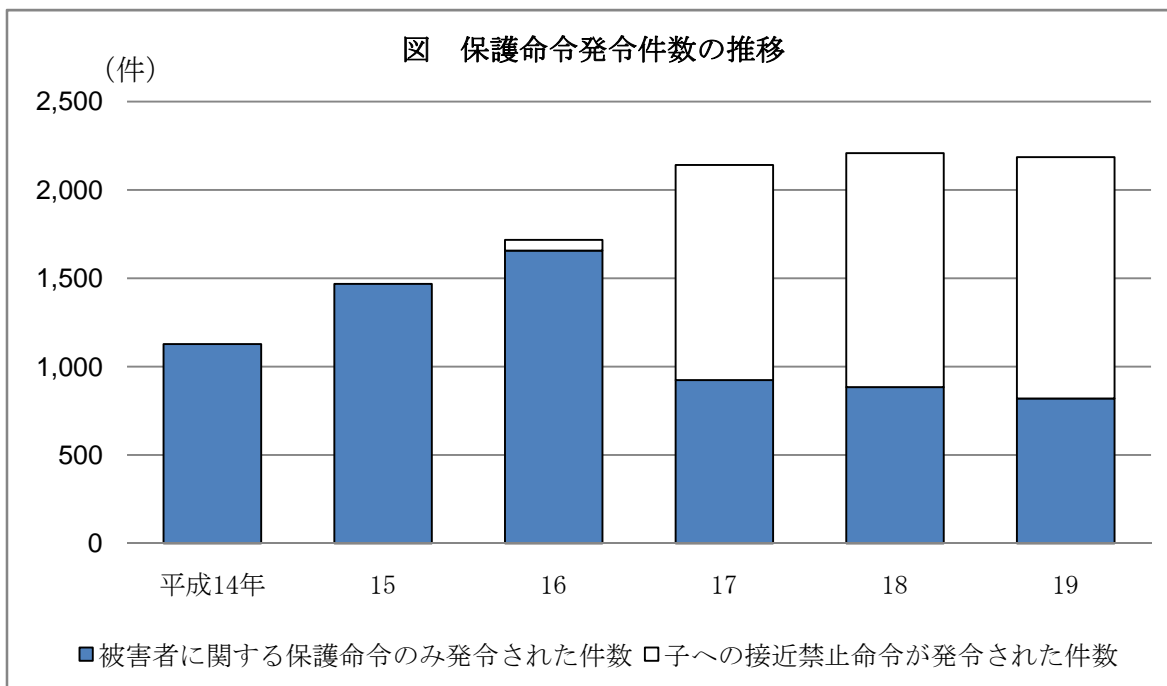
保護命令の申立件数は、増加傾向にある。また、保護命令発令件数も増加傾向にあり、平成14年の1,128件から19年は2,186件と約1.9倍に増加している。

表 保護命令発令件数の推移 (単位：件)

区 分	平成 14年	15	16	17	18	19
保護命令申立件数	1,426	1,825	2,179	2,695	2,759	2,779
保護命令発令件数	1,128	1,468	1,717	2,141	2,208	2,186
被害者に関する保護命令のみ発令された件数	1,128	1,468	1,657	924	884	820
退去命令と接近禁止命令の双方	326	406	554	190	166	173
接近禁止命令のみ	798	1,058	1,098	730	710	640
退去命令のみ	4	4	5	4	8	7
子への接近禁止命令が発令された件数	—	—	60	1,217	1,324	1,366
退去命令、被害者への接近禁止命令と同時	—	—	17	322	346	371
被害者への接近禁止命令と同時	—	—	38	883	974	993
事後的な子への接近禁止命令	—	—	5	12	4	2

(注) 1 最高裁判所の資料に基づき、当省が作成した。

2 「子への接近禁止命令」は、平成16年12月2日に新設された。



(相談)

1 配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談受付時間

表 配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談受付時間 (単位：か所)

電話相談受付時間	支援センター数
24時間受付	1
24時まで受付	2
22時 //	5
21時 //	8
20時 //	9 (20:30 まで受付を含む。)
18時 //	1
17時 //	19 (17:15 まで、17:30 まで、17:45 まで受付を含む。)
16時30分 //	1
計	46

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 当省が調査した 27 都道府県の 42 支援センター及び 4 市の 4 支援センター、計 46 支援センターについて作成した。  
3 曜日によって受付時間が異なる支援センターについては、最も受付時間が長い曜日で分類した。

(参考) 配偶者暴力相談支援センターにおける閉館日の設定状況

(単位：か所)

閉館日	支援センター数
閉館日なし	7
年末年始のみ閉館	9
平日の一部に閉館	8
土日、祝日、年末年始に閉館	22
計	46

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 上表の 46 支援センターについて作成した。

(自立支援)

2 公営住宅への優先入居制度による入居状況

表 都道府県営住宅への優先入居制度による入居状況 (平成 18 年度)

(単位：戸、%)

入居申込数	入居数	入居率
2 5 7 (a)	3 4 (b)	1 3. 2 (b/a)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した 27 都道府県のうち、平成 18 年度に被害者から優先入居の申込があり、かつ、優先入居の実績 (入居申込数及び入居数) を把握している 13 都道府県について作成した。

3 都道府県の中には、平成 18 年度の入居率が 1.4% (入居申込数 71 戸に対し入居数 1 戸) のものあり。

### 3 配偶者からの暴力を理由とする区域外就学件数

表 配偶者からの暴力を理由とする区域外就学件数の推移 (単位：件)

平成16年度	17	18
402	409	390

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 当省が調査した27市の教育委員会のうち、平成16年度から18年度までの区域外就学件数を把握している14市の教育委員会について作成した。

